

介護予防・日常生活支援総合事業
訪問型サービスA
(緩和した基準によるサービス)について

平成30年7月25日 秋田市長寿福祉課

本日のポイント

○秋田市では、平成30年10月から、訪問型サービスAを開始します。

○現行の訪問型サービスを「身体介護」と「生活援助」に分け、「生活援助」サービスを訪問型サービスAに移行させます。

○平成31年9月までを移行期間とします。

(1)訪問型サービスの類型について

地域支援事業の全体像

厚生労働省 第111回市町村職員を対象とするセミナー 厚生労働省資料
「介護予防・日常生活支援総合事業の推進に向けて」
5ページ を加工して作成

<改正前>

介護保険制度

<改正後>

介護給付 (要介護1～5)

介護給付 (要介護1～5)

予防給付 (要支援1～2)

訪問看護、福祉用具等

予防給付 (要支援1～2)

訪問介護、通所介護

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1～2、それ以外の者)

介護予防事業

又は介護予防・日常生活支援総合事業

- 二次予防事業
- 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合
は、上記の他、生活支援サービスを含む
要支援者向け事業、介護予防支援事業。

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス(配食等)
 - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

改正前と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

地域支援事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
 - ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
(左記に加え、地域ケア会議の充実)
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 認知症施策推進事業
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- **生活支援体制整備事業**
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

充実

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

地域支援事業

3

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

国資料

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)

介護予防・生活支援サービス事業

- (従来の要支援者)
- ・要支援認定を受けた者(要支援者)
 - ・基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス対象事業者)

訪問型サービス(第1号訪問事業)

- ・現行の訪問介護相当
 - ①訪問介護
 - ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ・多様なサービス
 - ③訪問型サービスB(住民主体による支援)
 - ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
 - ⑤訪問型サービスD(移動支援)

通所型サービス(第1号通所事業)

- ・現行の通所介護相当
 - ①通所介護
 - ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ・多様なサービス
 - ③通所型サービスB(住民主体による支援)
 - ④通所型サービスC(短期集中予防サービス)

その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)

- ①栄養改善の目的とした配食
- ②住民ボランティア等が行う見守り
- ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

一般介護予防事業

- ・第1号被保険者の全ての者
- ・その支援のための活動に関わる者

- ①介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

訪問型サービスの類型

厚生労働省 平成27年5月
「介護予防・日常生活支援総合事業の推進に向けて」
19ページ を加工して作成

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースでサービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<p>○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</p>		<p>・体力の改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

訪問型サービスAの概要

市町村が行う「基準を緩和した訪問型サービス」

○サービス内容の緩和

→ 「身体介護」を行わず、「生活援助」のみを行う

○サービス提供者の資格要件の緩和

→ 介護福祉士などの有資格者以外でも、研修など一定の要件を満たせば、サービス提供が可能

○サービス事業者の指定基準の緩和

→ 新規事業者の参入が可能

(2)秋田市の訪問型サービスA について

秋田市の訪問型サービスAについて

項目	内容
1. 実施(移行)時期	平成30年10月から (移行期間:平成30年10月～平成31年9月)
2. サービスの内容	生活援助サービス (身体介護を含まない。) ※「身体介護」と「生活援助」の区分については、平成12年3月17日老計第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」による (「老計10号」について、平成30年4月から一部変更となっているので、注意すること。)

秋田市の訪問型サービスAについて

項目	内容
<p>3. ケアプランへの記載 (介護予防ケアマネジメント)</p>	<p>「身体介護」が必要な場合は、当該「身体介護」が利用者の自立支援・重度化防止に資する旨を、ケアプランに明記すること</p> <p>なお、「身体介護」が必要なケースで、平成30年10月の移行前からケアプランが実施されている場合には、モニタリングの際に、ケアプランへ明記すること</p>

秋田市の訪問型サービスAについて

項目	内容
4. サービス対象者	要支援1・2 事業対象者
5. サービス提供者	介護福祉士などの有資格者（訪問型サービス（従前相当）の提供者）、 もしくは、秋田市が定める研修の終了者（18時間以上、所定のテキストを使用）

秋田市の訪問型サービスAについて

項目	内容
6. 事業者指定	<p>新たに申請が必要(新サービスであるため)</p> <p>(ただし、一定期間に限り、一部提出書類を省略可)</p> <p>※ただし、平成30年9月10日までの期間に限り、下記の提出書類のみで受付可能。</p> <ul style="list-style-type: none">□秋田市介護予防・生活支援サービス事業第一号事業者指定申請書□指定通知書の写し□付表1□定款の写し□運営規程の写し□重要事項説明書の写し(変更したもの)□契約書の写し(変更したもの)

秋田市の訪問型サービスAについて

項目	内容
7. 介護報酬単価	サービス1回につき 223単位
8. 利用料(利用者負担)	介護給付に準ずる
9. 審査支払い (請求関係)	国保連に委託(A3コードを使用)

秋田市の訪問型サービスAについて

項目	内容
10. 重要事項説明書等	訪問型サービス(従前相当)から、訪問型サービスAに移行する場合は、変更が必要(新サービスであるため)
11. 定款等	定款等の記載内容による。 (訪問型サービス(従前相当)も、訪問型サービスAのいずれについても「第1号訪問事業」であるため、通常は変更不要。)

秋田市の訪問型サービスAについて

項目	内容
12. 移行期間	平成30年10月から平成31年9月まで (1年間)
13. 移行期間の取扱い	現行の訪問型サービス(従前相当)の指定事業者が、現行と同様のサービスを提供する場 合については、 「生活援助」「身体介護」にかかわらず、 現行のA2コードによる請求を可とする。

現行

秋田市の訪問型サービスA

類型	サービス名	コード表
身体介護 生活援助 (一緒)	訪問型サービス (従前相当)	A2

平成30年
10月1日から

類型	サービス名	コード表
身体介護	訪問型サービス(従前相当)	A2
生活援助	～移行期間中のみ～ 訪問型サービス(従前相当)	A2
生活援助	訪問型サービスA	A3

1年後に
廃止

新設

ポイント1

- 平成30年10月から、サービス類型を「身体介護」「生活援助」の2つに分けます。

※分類の基準：老計10号による

類型	サービス名	コード表
身体介護	訪問型サービス(従前相当)	A2
生活援助	～移行期間中のみ～ 訪問型サービス(従前相当)	A2
生活援助	訪問型サービスA	A3

ポイント1

- 平成30年10月から、サービス類型を「身体介護」「生活援助」の2つに分けます。

※分類の基準：老計10号による

「身体介護」が必要な場合は、当該「身体介護」が利用者の自立支援・重度化防止に資する旨をケアプランに明記してください。

ポイント2

- 今後、「生活援助」サービスは、
訪問型サービスAに移行します。

類型	サービス名	コード表
身体介護	訪問型サービス(従前相当)	A2
生活援助	～移行期間中のみ～ 訪問型サービス(従前相当)	A2
生活援助	訪問型サービスA	A3

1年後に
廃止

新設

ポイント3

- ・移行期間中(平成30年10月～31年9月)、
現行事業者のヘルパーが生活援助サービスを
を提供した場合であれば、
A2・A3コードのいずれでも請求が可能です。

類型	サービス名	コード表
身体介護	訪問型サービス(従前相当)	A2
生活援助	～移行期間中のみ～ 訪問型サービス(従前相当)	A2
生活援助	訪問型サービス A	A 3

1年後に
廃止

新設

(3)移行に向けた手続きについて

訪問型サービスAへ完全移行するまで

平成30年10月1日～平成31年9月30日
1年間の移行期間

○その間に行うこと

- 新規利用者への訪問型サービスA提供
- 新たなサービスコードの取り込み
- 既存利用者のサービス類型のふりわけ
- 事業所での研修開催、雇用（研修受講者）など

訪問型サービスAへ完全移行するまで

とりわけ、

- 利用者への説明
- 事業者指定の手続き
- サービス提供者の確保
に留意してください。

(4) 今後のスケジュールについて

移行完了までのスケジュール

- ・事業所で定款、運営規程、契約書、重要事項説明書の整備

平成30年9月10日 指定申請(簡略化)提出締切

平成30年10月1日 移行期間開始

・移行期間内に順次行う

1. 事業所ごとに移行時期を設定
2. 既存利用者のケアマネ等に連絡し、ケアマネジメントを確認
→ 身体介護・生活援助の振り分けを判断
3. 既存利用者への説明、契約の結び直し
4. サービス提供者の確保(研修の開催、など)

平成31年9月30日 移行期間終了

(5)まとめ

本日のおさらい

○秋田市では、平成30年10月から、訪問型サービスAを開始します。

○現行の訪問型サービスを「身体介護」と「生活援助」に分け、「生活援助」サービスを訪問型サービスAに移行させます。

○平成31年9月までを移行期間とします。